

機能強化型在宅療養支援診療所等の評価

骨子【重点課題 1－3－(1) (2)】

第 1 基本的な考え方

在宅医療を実績に応じて適切に評価する観点から、在宅療養支援診療所（以下、在支診という）及び在宅療養支援病院（以下、在支病という）のうち、機能強化型の実績要件や、常勤医師が3名以上確保されていないが、十分な実績をもつ在支診及び在支病について評価の見直しを行う。

第 2 具体的な内容

- 機能強化型在支診及び在支病について、実績要件を引き上げる。また、複数の医療機関が連携して機能強化型在支診及び在支病の基準を満たしている場合について、連携している各医療機関それぞれについても一定の実績を必要とする。

現 行	改定案
<p>[機能強化型在支診、在支病の施設基準]</p> <p>① 在支診又は在支病の要件に以下を追加する。</p> <p>イ 在宅医療を担当する常勤医師 3名以上</p> <p>ロ 過去1年間の緊急往診の実績 5件以上</p> <p>ハ 過去1年間の在宅看取りの実績 2件以上</p> <p>② 複数の医療機関が連携して①の要件を満たしても差し支えない。</p>	<p>[機能強化型在支診、在支病の施設基準]</p> <p>① 在支診又は在支病の要件に以下を追加する。</p> <p>イ 在宅医療を担当する常勤医師 3名以上</p> <p>ロ 過去1年間の緊急往診の実績 <u>10件以上</u></p> <p>ハ 過去1年間の在宅看取りの実績 <u>4件以上</u></p> <p>② 複数の医療機関が連携して①の要件を満たしても差し支えないが、<u>それぞれの医療機関が以下の要件を満たしていること。</u></p>

	<u>イ 過去1年間の緊急往診の実績</u> <u>4件以上</u> <u>ハ 過去1年間の看取りの実績2</u> <u>件以上</u>
--	---

[経過措置]

- ① 平成26年3月31日時点で機能強化型と届け出ている医療機関については、平成26年9月30日までの間、上記の基準を満たしているものとする。
- ② 経過措置①の対象医療機関であって、平成26年9月30日の時点で単独で機能強化型在支診又は在支病の基準を満たす医療機関については、過去6月間の緊急往診の実績が5件以上かつ看取りの実績が2件以上の場合、平成27年3月31日までの間、緊急往診及び看取りの実績基準を満たしているものとする。
- ③ 経過措置①の対象医療機関であって、平成26年9月30日の時点で複数の医療機関が連携して機能強化型在支診又は在支病の基準を満たす場合については、それぞれの医療機関が過去6月間の緊急往診の実績が2件以上かつ看取りの実績が1件以上であって、連携医療機関全体で経過措置②の基準を満たしている場合は、平成27年3月31日までの間、緊急往診及び看取りの実績基準を満たしているものとする。

2. 在宅医療を担当する常勤医師は3名以上確保されていないが、十分な緊急往診及び看取りの実績を有する在支診又は在支病に対する評価を新設する。

(新)	<u>在宅療養実績加算（緊急、夜間又は深夜の往診）</u>	<u>75点</u>
(新)	<u>在宅療養実績加算（ターミナルケア加算）</u>	<u>750点</u>
(新)	<u>在宅療養実績加算（在宅時医学総合管理料）</u>	
	<u>同一建物居住者以外の場合</u>	<u>300点</u>
	<u>同一建物居住者の場合</u>	<u>75点</u>
(新)	<u>在宅療養実績加算（特定施設入居時等医学総合管理料）</u>	
	<u>同一建物居住者以外の場合</u>	<u>225点</u>
	<u>同一建物居住者の場合</u>	<u>56点</u>
(新)	<u>在宅療養実績加算（在宅がん医療総合診療料）</u>	<u>110点</u>

[施設基準]

過去1年間の緊急往診の実績が10件以上かつ看取りの実績が4件以上。